

氏名	Karanja Joseph Muiruri		
学位の種類	博士 (環境学)		
学位記番号	博 甲 第 9096 号		
学位授与年月日	平成 31年 3月 25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	生命環境科学研究科		
学位論文題目	Synergy for Environmental Governance at Lake Nakuru National Park, Kenya (ケニアのレイク・ナクル国立公園における環境ガバナンスのための相乗作用について)		
主査	筑波大学准教授	Ph.D.	松井 健一
副査	筑波大学教授	Ph.D.	渡邊 和男
副査	筑波大学准教授	工学博士	雷 中方
副査	筑波大学准教授	博士 (理学)	廣田 充

論 文 の 要 旨

この論文は、野生動物の保護に必要な環境ガバナンスの体制について、ケニアの国立公園に関わる事例から明らかにしたものである。ガバナンスの効果的な運用体制については、国連やIUCNなどにより倫理的指針・ガイドラインが出されており、透明性や省庁間の調整、効果・効率性、法の遵守、地元市民の協力を得ることの重要性が強調されてきた。このガバナンス要素の理解を基に、著者は、レイク・ナクル国立公園におけるサイとフラミンゴの保護ガバナンスに関する現状と課題を調査した。調査は、現地のフィールドワーク、ケニア野生生物サービスのレンジャー、地域の長老を対象に聞き取りを行った。また、野生保護に関する関連法・密猟対策の文献の分析も行った。

この結果、大まかに4つの点について明らかにすることができた。1つ目は、ケニアの野生動物保護に関わる政策の沿革を調査し、ガバナンス体制の変化を時系列でたどることで、野生動物保護の体制が密猟を防ぐ目的に特化されてきたことが明らかになったことである。植民地時代に築かれた中央集権的な管理体制は、ケニア独立後も踏襲され、ゾウやサイなどの動物の息が危惧されるようになると、軍队的な管理体制が敷かれるようになった。ケニア野生生物サービスには、密猟者と疑われる人物を容赦なく殺害できる権利が与えられた。この結果、地元の住民がリスクファクターとして排除されてきた。地元住民とのトラブルも顕在化した。

2つ目に分かったことは、軍队的な管理体制のため、保護地域に関する国際条約の批准に困難をきたしていることである。レイク・ナクル国立公園は、ラムサール条約や世界遺産に指定されており、ケニア野生生物サービスがフォーカルポイントになっている。しかし、湿地保全や世界遺産の指定を利用した保全活動は、ほとんど何も行われていないのが現状である。例えば、ラムサール条約の骨子の一つであるCEPAプログラムは、地元との湿地保全に関する連携を推奨しているが、レイク・ナクル国立公園を牛耳るケニア野生生物サービスは、特定の動物保護以外の湿地保全・研究などの活動を行っていない。環境教育に関しては、ナイロビにある国立博物館の管轄となっているが、レイク・ナクル国立公園にアク

セスするには許可が必要であり、ケニア野生生物サービスとの協力関係の調整が上手く機能していない。

3つ目に明らかになったことは、絶滅危惧種のサイの密猟対策について、省庁間の調整が不足していることと、地元の協力が欠けていることである。密猟は、組織犯罪として高度化している。これを防ぐには、国立公園内だけでは困難であり、周辺地域の協力や警察の協力も必要である。また、透明で厳格な輸出入管理が必要である。しかし、セキュリティが厳しいはずの国際空港や主要な港であっても、汚職による密輸が現存しており、効果的なガバナンスが行われていないのが現状である。これに対して、政府としても地元の協力を得ようとする努力が行われているものの、地元の住民は政府に対して不信感を募らせており、協力関係を築くことに大きな障害が生じている。例えば、レイク・ナクル国立公園周辺の住民が、保全対象の森林にいるという理由で強制退去処分を受けた。処分を受けた中には、伝統的にそこで暮らしてきた民族も含まれていたことで、国立公園周辺の住民との軋轢を増幅させる結果となった。

4つ目は、レイク・ナクル国立公園の目玉であるコフラミンゴの保護についてである。コフラミンゴは、大多数がケニアとタンザニアを含めた東アフリカ諸国に生息しており、アルカリ濃度の非常に高い水質に育つ藻を主な餌として繁殖している。レイク・ナクルとタンザニアのレイク・ナチュロンは、国境をまたがり同じマウ水系にあり、繁殖地としてコフラミンゴが行き来する重要な場所である。ケニアでは、水系内の40%ほどの木々が伐採されたことが起因の一つとなり、レイク・ナクルが氾濫した。その結果、アルカリ濃度が低くなり、藻の繁殖に影響を与え、コフラミンゴが他のアルカリ湖に移ったことが観察された。タンザニア側のレイク・ナチュロンでは、ダム建設や炭酸ソーダ開発などが計画されてきた。

審 査 の 要 旨

ケニアをはじめ、アフリカの多くの国では未だ密猟問題が解決されないままである。これらの国は、国際的なプレッシャーもあり、国内法の整備やガバナンス体制の強化などを行ってきた。しかし、著者は、事例研究から、その強化されてきたガバナンス体制の盲点を明らかにした。特に、(1) 野生生物保護の活動に地元の人々が参加することが望まれるのにも関わらず、政府による軍隊的・排他的な管理体制の影響で、それが難しくなっている現状を具体的に明らかにした。(2) レイク・ナクル国立公園は、世界遺産とラムサール条約に指定されているのにも関わらず、政府機関がこれを有効に利用した政策を実施できない状況にあることを明らかにした。(3) サイの密猟対策について、今後より有効になるであろうガバナンス体制を提示することができた。(4) コフラミンゴの保護は、国際的な協力によるガバナンス体制の強化が必要であることを具体的に明示できた。著者によるこれらの研究成果は、アフリカの野生生物ガバナンスに関する研究に重要な貢献となると考えられる。また、ケニアの将来的な野生生物保護政策の改善にも重要になるであろう。

平成31年1月21日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもとに論文の審査及び最終試験を行い、本論文について著者に説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員によって合格と判定された。

よって、著者は博士（環境学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものとして認める。